

2026年度 医学生奨学金貸与者 募集要項

1. 対象者

次の①②③のいずれかに該当し、将来、福井県嶺南地域の公的な病院または診療所（※指定医療機関という）に常勤医師として勤務しようとする者

- ① 福井大学の医学部医学科1～6年生
- ② 福井県内の高校卒業生で福井大学以外の医学部医学科1年生
- ③ 上記①②の貸与を受けている者で特定診療科（救急科と放射線科）を選択することを確約した5～6年生
なお、勤務条件のある同種の奨学金を受けている者（予定者含）は貸与の対象としない。

2. 貸与金額（年額）

（単位：円）

年次	授業料	修学資金	入学金	教育支援	合計
1年生	535,800	1,200,000	282,000	100,000	2,117,800
2年生以降	535,800	1,200,000	—	—	1,735,800

- ・奨学金は原則5月、10月の年2回に分けて、届出のあった各自の普通預金口座に振り込む。
ただし、初回振込分については奨学金貸与契約が締結次第振り込む。
- ・福井大学が入学金および授業料を改定した場合は、福井大学が定める金額による。
- ・福井大学医学部2～6年生から新たに貸与を開始した場合は、過年次分を初回振込分に加算する。
- ・5、6年生の4月時点で、特定診療科（救急科・放射線科）を選択する確約をした者に限り、1箇月10万円の特定診療科教育支援を上表とは別に貸与する。

3. 貸与人員

15名（新入学生および在學生）

4. 貸与期間

大学の正規の修学年限の6年間とする。

5. 奨学金の返済免除

- ・奨学生が医師臨床研修（2年）終了後、原則として直ちに指定医療機関に4年間常勤医師として勤務した場合、奨学金の返済を免除する。
- ・また、臨床研修を指定医療機関で実施し、かつ、臨床研修終了後直ちに、指定医療機関で連続して勤務した場合は、指定医療機関での臨床研修期間の2分の1の期間についても指定医療機関で勤務した期間に含める。（詳細は奨学金貸与事業規則による）

6. 契約の解除等および返済

次に該当する場合は契約の解除等となり、奨学金の返済が必要となる。

1. 退学、死亡したとき
2. 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき
3. 学業成績の著しい不良により留年したとき（ただし、病気など本人の責めに帰すべき事由でないものを除く）
4. 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
5. 転学等、その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき
6. 大学卒業後、1年6箇月以内に医師免許を取得しなかったとき
7. 医師臨床研修後、直ちに指定医療機関に常勤医師として勤務しなかったとき
8. 指定医療機関に常勤医師として勤務しなくなったとき
9. 特定診療科を選択することを確約した者が、臨床研修後、直ちに指定医療機関の特定診療科に常勤医師として勤務しなかったとき（特定診療科教育支援が対象）

返済については上記理由発生日から6箇月以内に、貸与を受けた奨学金のそれぞれの額とそれに所定の率（年10パーセント）を期間に応じて乗じ得た額の合計額を返済額とする。

※指定医療機関（2026年2月末日現在）

〔敦賀市〕市立敦賀病院、敦賀医療センター、東浦診療所、疋田診療所、杉箸出張所、葉原出張所

〔美浜町〕東部診療所、丹生診療所 〔若狭町〕レイクヒルズ美方病院、上中診療所、三方診療所

〔小浜市〕公立小浜病院 〔おおい町〕なごみ診療所、名田庄診療所 〔高浜町〕高浜病院、和田診療所、内浦診療所

7. 返済猶予

奨学生が次に該当する場合は、その該当している期間、返済を猶予する。

1. 臨床研修を行っているとき
2. 指定医療機関に常勤医師として勤務しているとき
3. 指定医療機関以外に常勤医師として勤務しているとき：(①～③の併用は認めない)
 - ①指定医療機関で2年間連続勤務した後、指定医療機関以外(※)で専門的な研修が必要な場合、1年間の限度として指定医療機関以外で勤務している期間。
 - ②大学医学部診療科(医局)に入局し、臨床研修後、直ちに当該医局で研修が必要な場合、6箇月間の限度として勤務している期間。
 - ③専門研修プログラム(新専門医制度)により指定医療機関以外で研修が必要な場合、2年間の限度として勤務している期間。(※)原則、国立大学病院または福井県内医療機関
4. 大学院の医学に関する修士課程または、博士課程に在学しているとき

8. 学業成績の提出について

奨学金の貸与を受ける者は、毎年度終了後、学業成績表を財団に提出することとする。

9. 申請手続きについて

申請に必要な書類を整え、期日までに財団宛てに提出することとする。

募集期間 2026年4月1日～4月20日

(1) 申請書類

- ・医学生奨学金申請書
- ・高等学校の卒業証明書(卒業見込証明書)または、卒業証書の写し
- ・大学の在学証明書
- ・本人の戸籍抄本および住民票写し
- ・出身世帯の家族の所得を証明する書類
- ☞ 医学生奨学金申請書は、当財団のホームページからダウンロード可能。
また、福井大学での説明会にて配布するほか、福井大学松岡キャンパス学務課に備え置く。

(2) 連帯保証人

奨学金の貸与を受ける者は、当該奨学金に関する債務について、原則として連帯保証人を2人立てることを条件とする。

(3) 申請書類の提出方法

当財団へ書留にて郵送、もしくは持参による提出とする。

10. 貸与者の決定

申請書類の審査(必要に応じて面接)を行い、5月中を目途に、結果を申請者全員に書面にて通知する。

11. その他

詳細は奨学金貸与事業規則(嶺南医療振興財団ホームページに掲載)による。

<お問い合わせ・申込先>

公益財団法人 嶺南医療振興財団

〒919-1141 福井県三方郡美浜町郷市 11号 9番 1

☎ 0770-37-5503 (平日9:00~16:00)

<https://reinan-iryō.or.jp/>

お問い合わせは
こちら

